

舞鶴市地域子育て支援拠点（子育てひろば）事業・委託事業者募集要項

1 事業の趣旨・目的

本市では、平成16年度以降、子育て支援基幹センターの開設から始まり、保育園併設の子育て支援センター（2か所）やNPO法人の親と子のひろば（子育てひろば）（2か所）、あそびをテーマにした子育て交流施設を順次開設し、令和3年度現在では、市直営2か所、民間委託3か所で地域子育て支援拠点事業を実施しています。

近年、社会環境が大きく変化し、ライフスタイルが多様化する中、本市においても、子育ての孤立化や虐待に繋がる不適切な関わりの増加、不安や負担を抱える妊産婦の増加など、子育てに対する家庭の力が低下してきていると言われるなかで、令和2年3月には、「夢・未来・希望輝く『舞鶴っ子』育成プラン」を策定し、「虐待の未然予防」を最重点課題とし、ニーズに応じた適切な子育て支援体制を構築してきました。

その中で「地域子育て支援拠点（子育てひろば）」は、従来の親子の交流や相談、情報提供、講座等を実施する「基本事業」に加え、親子が精神的に厳しい状況に追い込まれてからの「虐待の発見」ではなく、日々の会話から潜在ニーズをキャッチする「虐待未然予防」の視点を重視し、孤立や子育て負担・不安等を背景とした親のストレスが子どもに向かうことがないように、親子に寄り添う相談支援を中心に親自身の子育てエンパワーメントを向上させる取組を行うとともに、これから親になる次世代へのアプローチとして、学校に出かけ、学生と親子のふれあい交流を創出する等、アウトリーチ・共生事業を強化してきました。

市外からの転入家庭の多い本市では、現在のコロナ禍で、子どもの姿や親子・家庭の姿が見えづらくなり、益々子育て世帯の孤立化が危ぶまれています。今後、地域子育て支援拠点（子育てひろば）は、転入家庭等、孤立しがちな家庭へのアプローチも積極的に行い、地域に潜在する小さなニーズをいち早く察知して親子に寄り添う相談支援を行い、親子との「安心の繋がりづくり」を推進する役割を担います。

事業者には、この基本方針に則った上で、より主体性を持ち、尚且つ自由な発想で、効果的な事業成果を生む手法を提案して頂くため、令和4年度においては、舞鶴市内3拠点において実施する地域子育て支援拠点（子育てひろば）事業を委託する事業者（以下、「事業者」という。）を公募し、プロポーザル方式により、決定するものです。

2 公募の概要

(1) 業務名

舞鶴市地域子育て支援拠点（子育てひろば）事業

(2) 業務内容

別紙「舞鶴市地域子育て支援拠点（子育てひろば）事業委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

(ア) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(イ) 事業の趣旨・目的が適切に実現され、地域との連携などにおいても良好な運営が行われていることを本市が確認した場合は、上記委託予定期間終了後の最長2年間について

て、原則、公募によらず当該事業者と委託契約することができるものとする。

ただし、契約は単年度契約とする。業務の確認にあたっては、委託期間中に毎月提出する事業実績報告書及び事業年度終了後に提出する事業実施結果報告書の提出を求め、必要があればヒアリング等を実施し、翌年度の更新の可否について本市より通知する。なお、委託期間及び委託契約の継続に関しては、今後の本市の方針によって変更される場合がある。

(4) 募集事業者数

3 拠点（1 事業所あたり 1 拠点）

(5) 委託上限額 4, 980, 000 円

注※上記の委託上限額は、令和 4 年 3 月議会において、この企画提案に関する業務に係る令和 4 年度予算が成立することを前提としたものであり、予算不成立の場合は、公募型プロポーザルの手続きを中止し、契約は締結しないこととします。その場合、応募に係る経費について、舞鶴市は保証を行いません。

3 応募資格

(1) 令和 4 年 2 月 24 日において、定款等の設置目的や趣旨に子育て支援の取り組みが謳っており、市内に本拠を置き、かつ次のいずれかに該当する事業者であること。

(ア) 社会福祉法人

(イ) 学校法人

(ウ) 特定非営利活動法人

(2) 法人及びその代表者並びに役員が次の事項に該当しないこと

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

(イ) 禁固以上の刑に処されている者

(ウ) 舞鶴市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 23 号)第 2 条第 3 号に掲げる暴力団員等又は同条第 4 号に掲げる暴力団密接関係者である者

(エ) 舞鶴市又は他の地方公共団体から、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定管理者の指定の取り消しを受け、その取り消しの日から 3 年を経過しない者

(オ) 舞鶴市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく競争参加資格の停止の期間中の者

(カ) 事業経営において、過去 5 年間のうちに重大な法令等違反がある者

(キ) 法人税、消費税及び地方消費税、又は法人市民税を滞納している者

4 応募申込

(1) 募集要項配布 令和 4 年 2 月 25 日（金）～ 3 月 3 日（木）

(2) 質問期間 令和 4 年 2 月 26 日（土）～ 3 月 3 日（木）

本件募集に係る質問等がある場合は、電子メールにて子ども支援課まで提出すること。
メールアドレス：k-shien@city.maizuru.kyoto.jp

- (3) 質問回答 令和4年3月4日(金)に一括回答
- (4) 提出期間 令和4年3月7日(月)から令和4年3月11日(金)
午前9時から午後5時まで
- (5) 提出書類 別に定める「提出書類一覧」を参照のこと
- (6) 提出方法 舞鶴市役所中総合会館2階 子育て支援基幹センターまで直接持
参すること 余部下1167番地 中総合会館2階
電話：0773-66-2004(直通)
- (7) 提出部数 正本1部、副本6部

5 面接審査(プレゼンテーション・ヒアリング(質疑応答))の開催

開催日時：令和4年3月18日(金)午前

※ 時間と場所は後日連絡

出席者数：会場に入室できる人数は、現に応募法人の運営に関わっている者で2名以内とする。

※審査及び選考について

(1) 選考基準

委託事業者の選考にあたっては、本市が設置する「選考委員会」が、応募書類等の内容について、審査を行い、事業者を決定する。

(2) 審査の手順

(ア) 書面審査(資格審査)

提出書類の確認、応募のあった事業者の資格要件の適否、書面上の失格事項にあたりないかについて審査した結果、合格した者についてのみ面接審査にうつる。

(イ) 面接審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

1事業者ごとの入室により、選定委員会に対して事業計画・提案書等の内容について説明(プレゼンテーション)を行い、ヒアリング(質疑応答)を実施する。この際、パネルの表示や追加資料の配布、また、プロジェクターや機材の持ち込みを許可する。

なお、すべてのセッティングはプレゼンテーションに与えられた時間内に行うものとする。また、1事業者あたりのプレゼンテーションは、30分以内とし、ヒアリングについては、時間設定は設けない。

(ウ) 評価項目

評価項目と配点は次のとおり

《基本点》

評価項目	内 容	配点
市の方針との整合	“第2期 夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン”への寄与度	10
基本事業の有効性	取組内容の事業目的に対する有効性、同種事業の実績や取り組み	20

アウトリーチ・共生 事業の有効性	取組内容の事業目的に対する有効性、同種 事業の実績や取り組み	30
運営体制	職員体制（職員の人数や保育、相談業務を 担える専門資格の有無）	10
管理体制	安全面での配慮や対応方法	10
事業評価	P D C Aサイクルを踏まえた取組運用 （現状調査、実施内容、改善方法、目標数 値の設定）	10

《加算点》

企画・提案力	子育て世代を取り巻く課題を捉え、より有 効な特徴ある取り組みの提案	20
合計点	90（基本点）+ 20点（加算点）	

- ※ 得点が、加算点を含む合計点（110点）の6割（66点）以上となった提案の中から順位を決定し、上位3事業者を受託候補者に選定する。
評価点が同点の場合は、くじ引きにより決定する。

6 選考結果の通知及び情報の公表の取扱

事業者の選考結果については、1週間以内に申し込みのあった者すべてに通知し、本市ホームページに掲載する。

公表内容は下記のとおりとする。

内容
応募事業者及び委託事業者
委託事業者の採点結果

7 その他

- (1) この要項に掲げた期日、場所等は、やむを得ない事情により変更になる場合がある。
- (2) 関係法令等の趣旨を理解し、遵守すること。ただし、法令等の解釈に疑義が生じた場合は、舞鶴市と協議すること。
- (3) 法令等が改正された場合は、改正後の規定を適用することとし、施設の運営に影響を及ぼす事項や選択的な適用となる事項については、あらかじめ舞鶴市と協議すること。
- (4) 本事業に関する契約、その他申し合わせ事項等において、その内容に疑義が生じた場合や定めのない事項が生じた場合は、随時、舞鶴市と協議して決定するものとする。

提出書類一覧

以下の書類を提出すること。

- (1) (様式第1号) 令和4年度舞鶴市地域子育て支援拠点(子育てひろば)事業・委託事業者応募申込書
- (2) (様式第2号) 法人の概要
定款、パンフレットなど沿革と理念に関する資料
- (3) (様式第3号) 事業計画書
- (4) (様式第4号) 地域子育て支援拠点(子育てひろば)事業収支計画書
法人事業計画書(令和3年度)
法人収支予算書(令和3年度)
法人収支決算書(令和元・2年度)、
- (5) その他、市長が必要と認めた書類